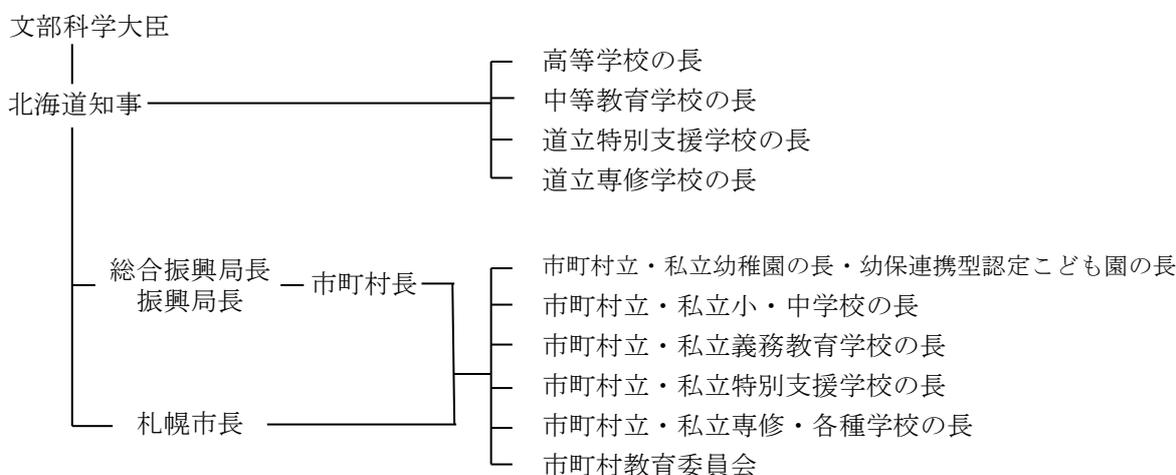


平成28年度学校基本統計確報 (学校基本調査結果確報：北海道分)

調査の概要

- 1 調査の目的
学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 根拠法規
統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査
学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）
- 3 調査期日
平成28年5月1日（昭和23年度から毎年実施）
- 4 調査対象
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校
- 5 調査事項
(1) 学校数、学級数、園児数、児童数、生徒数、教員数、職員数
(2) 卒業者の進学、就職等の状況

6 調査系統



7 調査方法

学校(園)による自計報告

(利用上の注意)

この数値は文部科学省が公表した確定値を引用し、北海道分の集計を行ったものです。また、文部科学省が直接調査している国立の学校の数値についても集計に加えています。なお、構成比及び比率については、表章単位未満を四捨五入したため、内訳の合計が一致しない場合があります。

※ 平成28年度学校基本調査の結果公表に係る変更点

- 1 「理由別長期欠席者数」の項目が学校基本調査から削除され、不登校児童・生徒数については「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で把握することになりました。
- 2 小中一貫教育制度の導入に伴い、新たな学校種として「義務教育学校」が創設されました。